

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

香川県教育委員会

## 香川県教育委員会規則第16号

### 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和35年香川県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
(免許外教科の教授担任許可申請) 第15条 略  (様式) 第16条 略  略	(免許外教科の教授担任許可申請) 第15条 免許法施行規則附則第14項の規定により提出する書類の様式は、この規則の定めるところによるものとする。  (様式) 第16条 この規則の定めるところにより提出し、交付し、又は保存することを要する次の左欄に掲げる書類は、それぞれ右欄の様式による。 <table border="1"><thead><tr><th>左欄</th><th>右欄</th></tr></thead><tbody><tr><td>略 免許外教科の教授担任許可申請書 略 宣誓書 略</td><td>略 第7号様式 略 第14号様式 略</td></tr></tbody></table>	左欄	右欄	略 免許外教科の教授担任許可申請書 略 宣誓書 略	略 第7号様式 略 第14号様式 略
左欄	右欄				
略 免許外教科の教授担任許可申請書 略 宣誓書 略	略 第7号様式 略 第14号様式 略				
(単位の修得方法の基準) 第17条 略  略	(単位の修得方法の基準) 第17条 次の表の左欄に掲げる免許法別表第3から別表第7までに規定する単位の修得方法（免許法施行規則第14条の規定による単位遞減に伴う残単位の修得方法を含む。）は、それぞれ右欄に掲げる表によるものとする。 <table border="1"><thead><tr><th>左欄</th><th>右欄</th></tr></thead><tbody><tr><td>免許法 別表第3 〃 別表第4 略</td><td>第1表から第8表まで 第9表 略</td></tr></tbody></table>	左欄	右欄	免許法 別表第3 〃 別表第4 略	第1表から第8表まで 第9表 略
左欄	右欄				
免許法 別表第3 〃 別表第4 略	第1表から第8表まで 第9表 略				
第1表 略	第1表 略				

備考

- 1 略
- 2 この表における教科に関する科目の単位の修得方法については、受けようとする免許状の種類が、幼稚園教諭の一種免許状又は二種免許状の場合にあっては免許法施行規則第2条第1項に定める修得方法の例により、小学校教諭の一種免許状又は二種免許状の場合にあっては免許法施行規則第3条第1項に定める修得方法の例による。

3・4 略

備考

- 1 略
- 2 この表における教科に関する科目の単位の修得方法については、受けようとする免許状の種類が、幼稚園教諭の一種免許状又は二種免許状の場合にあっては免許法施行規則第5条第1項に定める修得方法の例により、小学校教諭の一種免許状又は二種免許状の場合にあっては免許法施行規則第2条第1項に定める修得方法の例による。

3・4 略

第3表

略
備考
1 略
2 この表における教科に関する科目の単位の修得方法については、受けようとする免許状の種類が、幼稚園教諭の一種免許状の場合にあっては免許法施行規則第2条第1項に定める修得方法の例により、小学校教諭の一種免許状の場合にあっては免許法施行規則第3条第1項に定める修得方法の例により、中学校教諭の一種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の場合にあっては教科に関する科目表による。
3・4 略

第8表

略
備考
1 略
2 この表における教科に関する科目の単位の修得方法については、受けようとする免許状の種類が、幼稚園教諭の二種免許状の場合にあっては免許法施行規則第2条第1項に定める修得方法の例により、小学校教諭の二種免許状の場合にあっては免許法施行規則第3条第1項に定める修得方法の例により、中学校教諭の二種免許状の場合にあっては教科に関する科目表による。
3 略

第3表

略
備考
1 略
2 この表における教科に関する科目の単位の修得方法については、受けようとする免許状の種類が、幼稚園教諭の一種免許状の場合にあっては免許法施行規則第5条第1項に定める修得方法の例により、小学校教諭の一種免許状の場合にあっては免許法施行規則第2条第1項に定める修得方法の例により、中学校教諭の一種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の場合にあっては教科に関する科目表による。
3・4 略

第8表

略
備考
1 略
2 この表における教科に関する科目の単位の修得方法については、受けようとする免許状の種類が、幼稚園教諭の二種免許状の場合にあっては免許法施行規則第5条第1項に定める修得方法の例により、小学校教諭の二種免許状の場合にあっては免許法施行規則第2条第1項に定める修得方法の例により、中学校教諭の二種免許状の場合にあっては教科に関する科目表による。
3 略

第9表

略
<b>備考</b>
1 この表における教科に関する科目の単位の修得方法については、受けようとする免許状の種類が、中学校教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の場合にあっては免許法施行規則第4条に定める修得方法の例により、高等学校教諭の専修免許状又は一種免許状の場合にあっては免許法施行規則第5条に定める修得方法の例による。 2・3 略

教科に関する科目表

## 1 中学校教諭

略
<b>備考</b>
1 略 2 前号に定める教科に関する科目については、免許法施行規則第4条の表に定めるところによる。

## 2 高等学校教諭

略
<b>備考</b>
1 略 2 前号に定める教科に関する科目については、免許法施行規則第5条の表に定めるところによる。

第9表

略
<b>備考</b>
1 この表における教科に関する科目の単位の修得方法については、受けようとする免許状の種類が、中学校教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の場合にあっては免許法施行規則第3条に定める修得方法の例により、高等学校教諭の専修免許状又は一種免許状の場合にあっては免許法施行規則第4条に定める修得方法の例による。 2・3 略

教科に関する科目表

## 1 中学校教諭

略
<b>備考</b>
1 略 2 前号に定める教科に関する科目については、免許法施行規則第3条の表に定めるところによる。

## 2 高等学校教諭

略
<b>備考</b>
1 略 2 前号に定める教科に関する科目については、免許法施行規則第4条の表に定めるところによる。

第7号様式（第16条関係）

免許外教科の教授担任許可申請書

年　月　日

香川県教育委員会 殿

校　長　印

主幹教諭等　印

教育職員免許法附則第2項の規定により、下記のとおり免許外教科の教授担任を許可  
していただきたいので、必要な書類を添えて申請いたします。

記

1 教授を担任しようとする主幹教諭等の氏名

2 教授を担任しようとする教科の名称

3 教授を担任しようとする期間

年　月　日から　年　月　日まで

4 許可申請の理由

第7号様式（第16条関係）

免許外教科の教授担任許可申請書

年　月　日

香川県教育委員会 殿

校　長　印

教　諭　印

教育職員免許法附則第2項の規定により、下記のとおり免許外教科の教授担任を許可  
していただきたいので、必要な書類を添えて申請いたします。

記

1 教授を担任しようとする教諭の氏名

2 教授を担任しようとする教科の名称

3 教授を担任しようとする期間

年　月　日から　年　月　日まで

4 許可申請の理由

## 第14号様式（第16条関係）

## 宣 誓 書

私は、次に掲げる者に該当しないことを宣誓します。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 4 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

現住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

記載注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7号様式及び第14号様式の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

## 第14号様式（第16条関係）

## 宣 誓 書

私は、次に掲げる者に該当しないことを宣誓します。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 教育職員免許法第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 4 教育職員免許法第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

現住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

記載注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。